

(3) 瀬戸内海環境保全基本計画

当計画は、昭和48年に制定された瀬戸内海環境保全臨時措置法に基づいて、瀬戸内海の環境保全に関し長期にわたる基本的な計画として昭和53年に策定されたものであり、貴重な漁場である瀬戸内海の水質の保全を図るとともに、固有の特性を有する自然景観を保全していくことを目的としている。この目的を達成するための基本的な施策として、次のような項目が設定されている。

- ・水質汚濁の防止
水質総量規制制度の実施、富栄養化による被害の発生防止、油等による汚染の防止など
- ・自然景観の保全
自然公園等の保全、緑地等の保全、史跡・名勝・天然記念物等の保全、ごみ、油等の除去など
- ・その他
藻場および干潟の保全、自然海浜の保全、下水道等の整備の促進、廃棄物の処理施設の整備および処分地の確保、海底および河床の汚泥の除去、水質等の監視測定、環境保全に関する調査研究および技術の開発など



【明石海峡大橋】